

草加市上下水道事業運営審議会条例

平成28年12月12日

条例第30号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の運営等に関し必要な事項を審議するため、草加市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市民の代表者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(草加市水道事業運営審議会条例の廃止)

2 草加市水道事業運営審議会条例 (昭和 5 0 年条例第 2 5 号) は、廃止する。

(草加市下水道条例の一部改正)

3 草加市下水道条例 (昭和 5 7 年条例第 3 4 号) の一部を次のように改正する。

目次中「

第 3 章 削除

第 4 章 下水道事業運営審議会 (第 4 3 条 第 5 0 条)

第 5 章 罰則 (第 5 1 条 第 5 3 条)

」を「第 3 章 罰則 (第 4 2 条 第 4 4 条) 」に改める。

第 3 章及び第 4 章を削る。

第 5 章中第 5 1 条を第 4 2 条とし、第 5 2 条を第 4 3 条とし、第 5 3 条を第 4 4 条とし、同章を第 3 章とする。